

医療機関等との関係の透明性に関する基本方針



日東メディック株式会社（以下、当社）は、ジェネリック医薬品の普及促進が図られる中、安定供給、情報提供、品質の確保について真摯に取り組んでいます。それら取り組みにおいて、当社と医療機関・医療関係者の皆様との緊密な関係が必要であることはいうまでもありません。2010年5月、当社はその透明性を確保する行動基準として「コンプライアンス行動憲章」を策定してまいりました。

2014年に日本ジェネリック製薬協会は、「企業活動と医療機関等との関係の透明性ガイドライン」を策定しています。当社は、このガイドライン策定を期に当社の企業活動がさらに高い倫理性を担保した上で行なわれていることについて、広く皆さまの理解を得ることが重要と考え、基本方針に基づき医療機関等への資金提供に関する情報を公開してまいりました。

今般、2018年4月に施行された臨床研究法の趣旨と目的を十分に理解したうえで本方針を改定し、以下の通り公開します。

1. 公開の時期および方法

当社の事業年度（前年5月21日～当年5月20日）における医療機関等への支払いや資金提供に関する情報を、当該事業年度終了後1年以内に当社のウェブサイト等を通じて公開いたします。

2. 公開の範囲および内容

当社が公開する医療機関等への資金提供に関する情報の範囲および内容は、次の通りです。

A 研究費開発費等

研究費開発費等には、臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP省令等の公的規制のもとで実施されている研究・調査等に要した費用が含まれます。

B 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会寄附金、学会共催費が含まれます。

C 原稿執筆料等

自社医薬品をはじめ医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するため、もしくは研究開発に関わる講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払われる費用等が含まれます。

D 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品や医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説明会等の費用、および医学・薬学関連文献等提供費が含まれます。

E その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれます。

以上